

諮問日：平成29年6月29日（平成29年度（最情）諮問第40号）

答申日：平成29年12月22日（平成29年度（最情）答申第54号）

件名：特定の最高裁判所判事の後任として，最高裁判所が内閣に対して提示した候補者の人数等が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の最高裁判所判事の後任について最高裁判所が内閣に対して提示した候補者の人数及び日本弁護士連合会からの推薦の有無が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年6月5日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本当に不開示情報に相当するかどうか不明である。

内閣官房内閣総務官が苦情申出人に対して開示した文書中に，本件とは別の最高裁判所判事の後任候補に関する文書が含まれていたから，特定の最高裁判所判事の任命に係る司法行政文書が存在しているか否かは，不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

特定の最高裁判所判事の任命に係る司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」とい

う。) 5条6号に規定する不開示情報である特定の最高裁判所判事の人選及びこれに関する情報を開示することになるので、文書の存否を答えることができない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月10日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月29日 審議
- ⑤ 同年10月20日 最高裁判所の職員（事務総局人事局任用課長）
から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同年12月1日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 口頭説明の結果によれば、最高裁判所長官は、最高裁判所判事の任命等につき、内閣から意見を求められる慣例があるが、内閣に対する最高裁判所判事の後任候補者の提示等については、どのような方法によって行うかを含む一切の事柄が、そのときどきの最高裁判所長官の判断に委ねられているとのことである。この説明を踏まえて検討すれば、最高裁判所判事の任命という高度な人事について、その具体的手続の一端が明らかになると、第三者が不当な働き掛けを試みるおそれが生じるなど、今後の人事に対して適切でない影響を与えて、適正な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本件開示申出文書が存在するか否かは、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、妥当である。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答

えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人